

令和元年度 保改 第2号-2

日高川 流域 日高川 支流 高津尾川

日高郡 日高川町 大字 高津尾川 字 ガイノ木 地内

令和元年度 保安林改良事業 仕様書

審査者	
設計者	

## 設 計 説 明 書

<b>施 工 箇 所</b>		日高郡 日高川町 大字 高津尾川 字 ガイノ木 地内			
<b>所 有 者</b>				新 規 別	新 規
<b>施 工 面 積 及 び 経 費</b>		施工面積	4.13 ha	経費 (¥	円)
<b>概 況</b>	<b>地 況</b>	標高 (270-450m) 地質 ( 中生層 ) 基岩 ( 砂岩・泥岩の互層 ) 土壌 ( 褐色森林土 ) 傾斜角 (-----) 傾斜方向 (-----) 流域面積 (-----ha) その他 (-----)			
	<b>林 況</b>	樹種 (スギ・ヒノキ) 林齢 (40~50年生) 疎密度 ( 密 ) 育成状況 ( 中 ) その他 (-----)			
	<b>気 象</b>	年平均降雨量 ( 2,866.2mm) 年平均気温 ( 13.7度) 最高気温 ( 37.0度) 最低気温 ( -9.4度) 最多日雨量 ( 351mm) 最多1時間雨量 ( 102.0mm) 積雪量 (-----m) 積雪期間 (-----月) その他 (-----)			
<b>荒 廃 の 状 況</b>	<b>荒 廃 の 原 因</b>	素因 (-----) 誘因 (年災・昭和---年---月---日 台風名 ---号) 災害名 降雨量 (-----mm) その他 (-----)			
	<b>荒 廃 の 状 況</b>	崩壊面積 (-----ha) 崩壊形状 (-----) 荒廃溪流面積 (-----ha) 幅 (-----m) 延長 (-----m) 平均勾配 (-----%)			
	<b>被 害 の 状 況</b>	流失・埋没田畑 (-----ha) 公共施設 (-----) 住家 (-----戸) その他 (-----)			
<b>施 工 効 果</b>		安定面積 (-----ha) 総抑止量 (-----) 田・畑 ( -- ha) 住家 ( -- 戸) 公共施設 (-----) 国県道 (-----m) 市町村道 (-----km) 林道 (-----m) その他 (二級河川上流)			
<b>施 工 方 法</b>		請 負 ( 一般競争入札役務調達 )		<b>施 工 期 間</b>	令和 年 月 ~ 令和 年 月
保有林 保安施設 地区等の 関係	<b>区 分</b>	<b>保安林</b>	<b>保安施設区分</b>		<b>地滑り防止地区域</b>
	指定年 (予定年)	S50.6.7			保安林種  水涵
<b>設 計 方 針</b>		当該施工地は、森林整備（保育）の遅れから、樹冠がうつ閉、林床植生が衰弱し、表土が著しく流出している状況である。 このため、当事業において本数調整伐を実施し、林内照度を適正に整え、林床植生の生育促進を図り、地表浸食の防止効果を高め、健全な森林に導きたい。			
<b>施 工 後 の 管 理 方 法</b>		森林所有者が維持管理に当たる。			
<b>そ の 他</b>		特記事項無し。			

本 工 事 内 訳 表							
区分	名称	種別	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費	本数調整伐	伐採率 30%	4.13	ha			
	筋工		50.00	m			
			4.13	ha			

諸経費率：森林整備B							実施設計
区 分							備 考
直接工事費							
間接工事費	積み上げ による 加算額	運搬費					
		準備費					
		仮設費					
	控除額						
	対象額						
	共通仮設費						
	共通仮設費計						
	純工事費						
	現場管理費						
	間接工事費計						
工事原価計							
一般管理費							
工事価格							
消費税相当額							
本工事費計							

No.1

## 明 細 表

構造

本数調整伐

実施設計

種別	数量	単位	単価	金額	単価表番号	備考
第1施工地	4.13	ha			No.1	成立本数2,000本/ha 伐採率30% 伐採本数600本 胸高直径21cm
計	4.13	ha				

No.2

## 明 細 表

構造 筋工

実施設計

種別	数量	単位	単価	金額	単価表番号	備考
第1施工地	50.00	m			No.6	
計	50.00	m				

No.1		第1施工地		単 価 表		
構造 本数調整伐		成立本数2,000本/ha 伐採率30% 伐採本数600本 胸高直径21cm			1.0ha当たり	
名 称	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
選木		600	本			No.2単価表
伐倒	16cm以上22cm未満	600	本			No.3単価表
玉切	16cm以上22cm未満	600	本			No.4単価表
片付	16cm以上22cm未満	600	本			No.5単価表
計		1.00	ha	当たり		

No. 2

## 単 価 表

構造 選木

100 本当たり

名 称	形状・寸法	数 量	単位	単価	金 額	備 考
特殊作業員			人			
普通作業員			人			
諸雑费率			%			諸雑費は、ナンバーテープ等の消耗品の費用である。
		100	本	当たり		
計		1	本	当たり		



No. 3

# 単 価 表

構造 伐倒

16cm以上22cm未満

100 本当たり

名 称	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員			人			
普通作業員			人			
諸雑費率			%			諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費、携帯手動ウィンチの損料等の費用である。
		100	本	当たり		
計		1	本	当たり		

No. 4

# 単 価 表

構造 玉切

16cm以上22cm未満

100 本当たり

名 称	形状・寸法	数 量	単位	単価	金 額	備 考
特殊作業員			人			
普通作業員			人			
諸雑费率			%			諸雑費は、チェーンソーの損料及び燃料費等の費用である。
		100	本	当たり		
計		1	本	当たり		

No. 5

# 単 価 表

構造 片付

16cm以上22cm未満

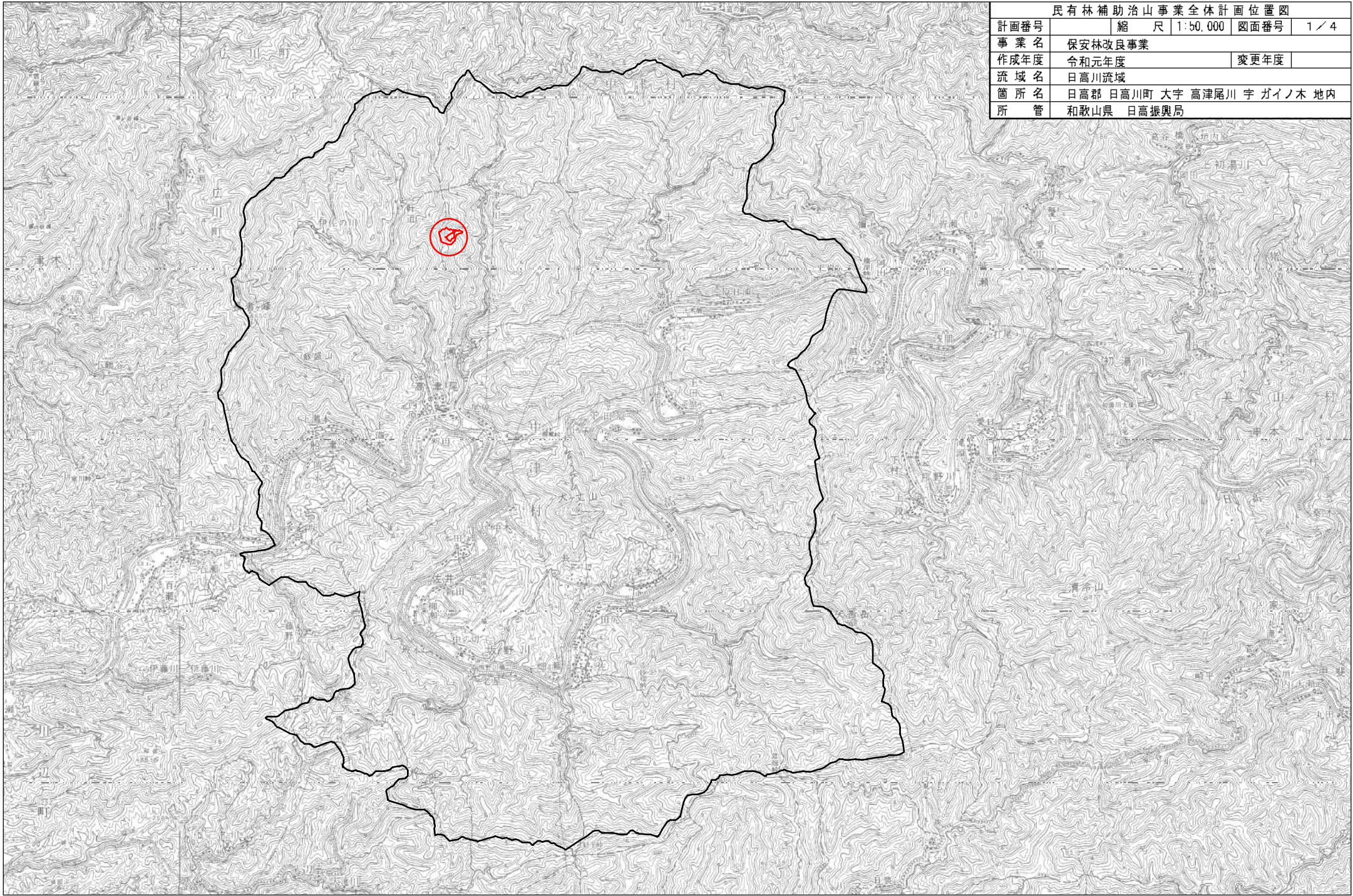
100 本当たり

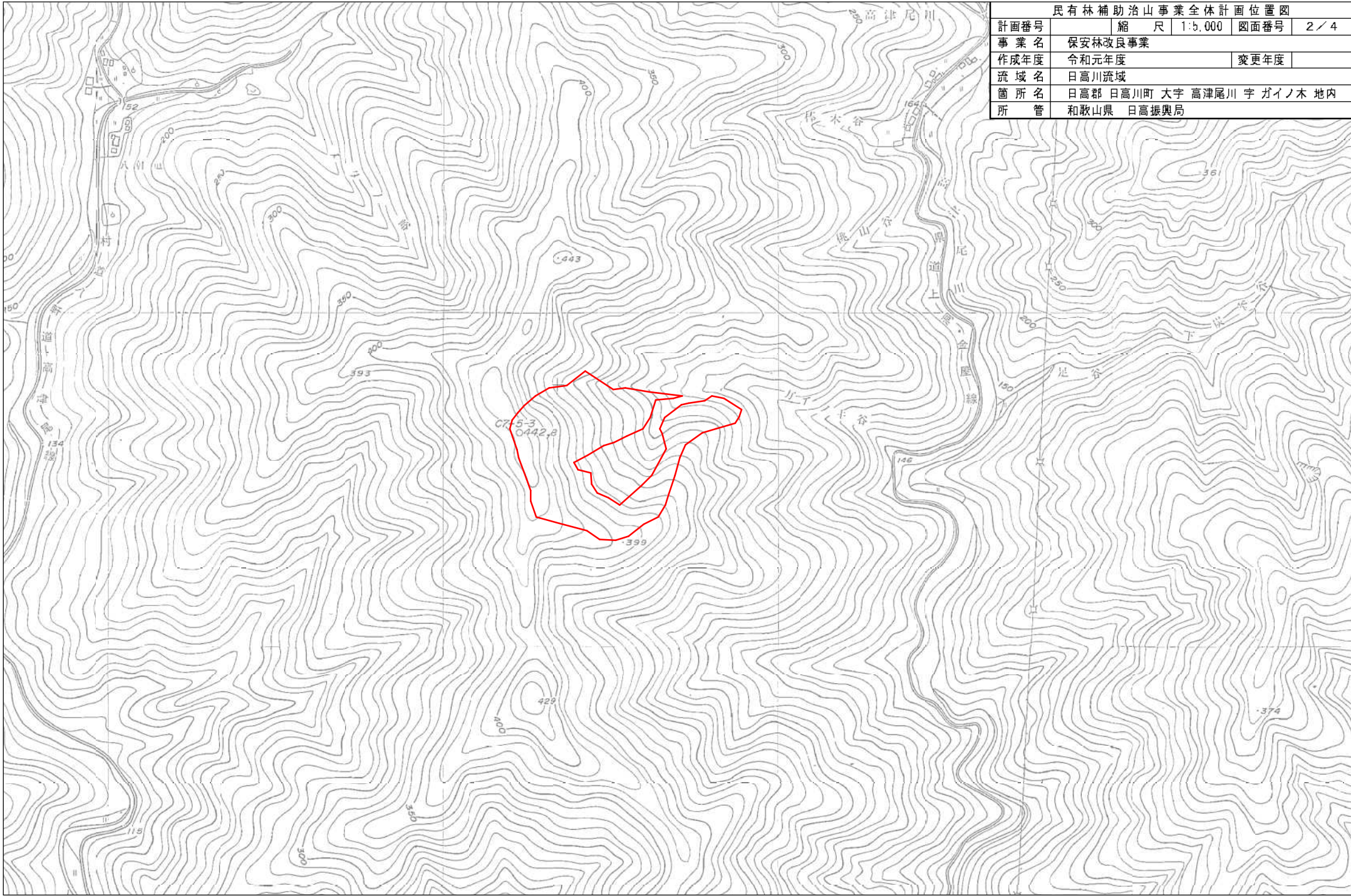
名 称	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
普通作業員			人			
諸雑费率			%			諸雑費は、木回し（フェリングレバー）等の費用である。
		100	本	当たり		
計		1	本	当たり		

No. 6 筋工(丸太・現地採取材) 単 価 表						
構造 柵高15cm~35cm程度(2段積を標準とする) 適用：表面土が痩せて流出している等の箇所に設置する。 10m当たり						
名 称	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
横丸太	無規格 L=2.0~4.0m	10	本	-	-	現地採取(スギ・ヒノキ)
杭木	無規格 L=0.6~0.8m	15	〃	-	-	現地採取(スギ・ヒノキ)
設置指導等	普通作業員		人			
人力仕拵え	〃		〃			
設置	〃		〃			
埋め戻し	〃		〃			
		10.00	m	当たり		
計		1.00	m	当たり		

民有林補助治山事業全体計画位置図

計画番号	縮尺	1:50,000	図面番号	1/4
事業名	保安林改良事業			
作成年度	令和元年度	変更年度		
流域名	日高川流域			
箇所名	日高郡 日高川町 大字 高津尾川 字 ガイノ木 地内			
所管	和歌山県 日高振興局			



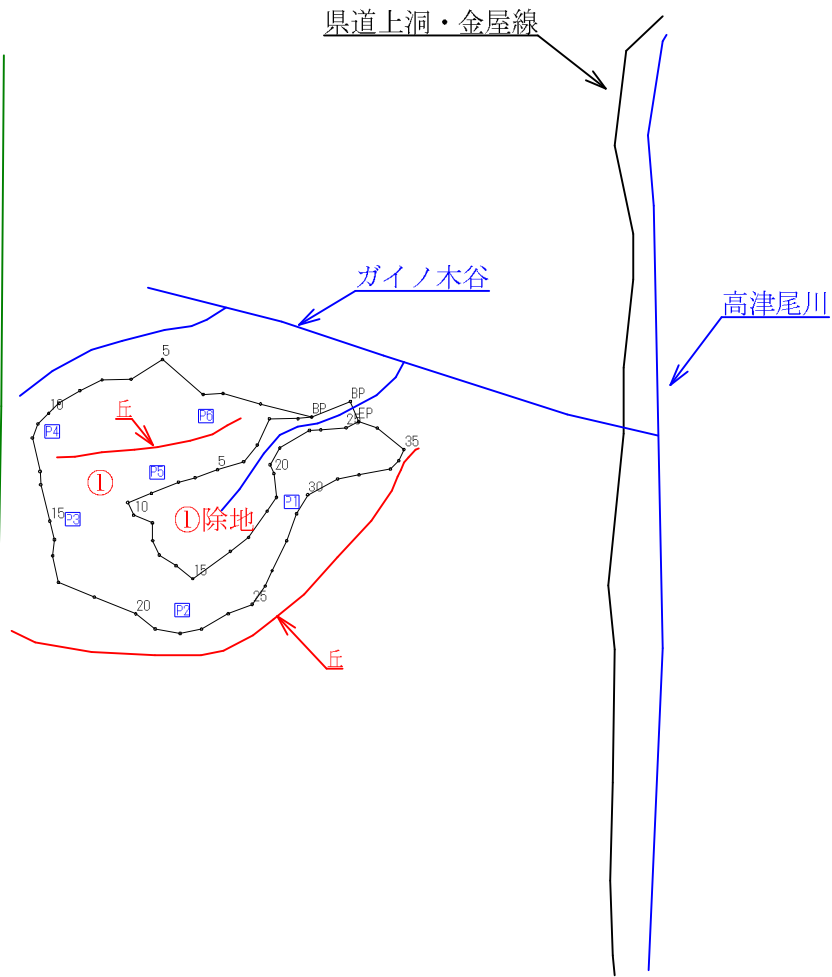


民有林補助治山事業全体計画位置図

計画番号	縮尺	1:5,000	図面番号	2/4
事業名	保安林改良事業			
作成年度	令和元年度	変更年度		
流域名	日高川流域			
箇所名	日高郡 日高川町 大字 高津尾川 宇ガイノ木 地内			
所管	和歌山県 日高振興局			

年 度	令和元年度	工事番号	第2号-2
名 称	平面図		
施 工 地	日高郡日高川町大字高津尾川字ガイノ木地内		
事 業 名	保安林改良事業		
事業所名	林務課		
図面番号	3/4	縮 尺	1/5,000

尾 根



① 5.24 ha

成果表				
測 点	方位角	高低角	斜距離	水平距離
BP - 1	248.0	18.7	41.30	39.12
1 - 2	284.5	22.6	53.70	49.58
2 - 3	285.4	16.6	38.80	36.58
3 - 4	287.2	30.9	21.70	18.82
4 - 5	310.7	34.2	81.00	50.45
5 - 6	238.0	6.7	35.00	34.76
6 - 7	290.8	33.0	32.20	21.81
7 - 8	244.5	36.8	29.00	23.22
8 - 9	238.8	42.8	31.00	22.25
9 - 10	228.0	38.0	17.30	13.83
10 - 11	225.9	34.0	16.80	13.83
11 - 12	201.9	15.2	14.80	14.38
12 - 13	186.9	15.1	33.10	31.86
13 - 14	177.5	-2.8	12.50	12.48
14 - 15	185.3	-13.3	36.00	34.85
15 - 16	186.3	-2.8	17.80	17.88
16 - 17	186.3	1.8	15.10	15.09
17 - 18	188.0	-0.3	25.30	25.30
18 - 19	112.4	-20.5	38.80	36.18
19 - 20	111.8	-17.3	43.80	41.82
20 - 21	127.8	-11.9	23.40	22.80
21 - 22	100.2	-18.0	24.80	23.68
22 - 23	78.5	-11.7	20.80	20.37
23 - 24	80.0	-8.3	28.10	28.80
24 - 25	88.5	-14.8	24.80	23.88
25 - 26	35.5	-16.7	22.00	21.07
26 - 27	24.0	-23.8	17.30	15.83
27 - 28	25.6	-31.7	36.80	31.14
28 - 29	20.3	-23.0	29.20	26.88
29 - 30	29.8	-26.5	23.80	20.58
30 - 31	82.3	-24.0	34.80	31.81
31 - 32	78.3	-30.7	23.80	20.55
32 - 33	79.6	-31.9	34.80	29.63
33 - 34	45.4	-33.7	13.40	11.15
34 - 35	24.0	-40.0	14.80	11.41
35 - 36	308.9	0.4	32.10	32.10
36 - 37	289.9	16.5	19.20	18.51
37 - E.P	338.2	-25.8	22.80	20.51
合 計			1,082.00	870.57

①除地 1.11 ha

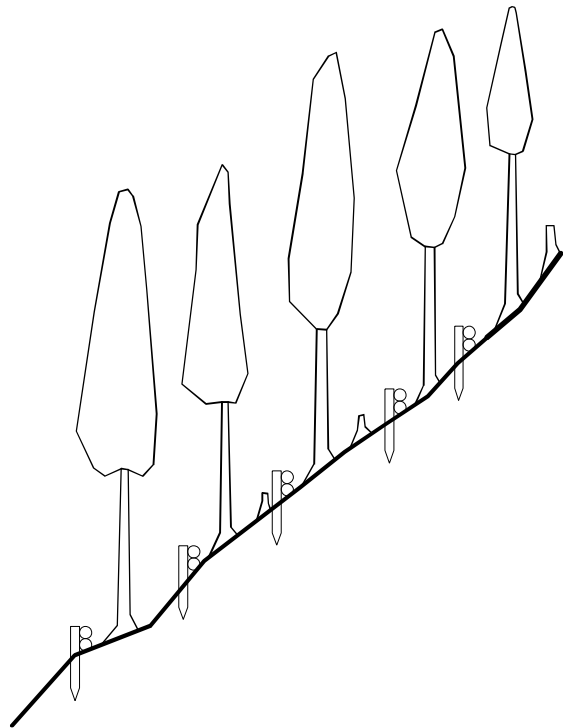
成果表				
測 点	方位角	高低角	斜距離	水平距離
BP - BP	248.0	18.7	41.30	39.12
BP - 1	283.1	16.2	13.50	12.86
1 - 2	288.7	32.8	31.80	28.73
2 - 3	285.2	7.8	21.30	27.85
3 - 4	219.2	26.1	22.40	20.12
4 - 5	252.8	32.0	30.10	25.53
5 - 6	250.3	31.0	25.80	22.11
6 - 7	255.3	32.7	18.20	16.16
7 - 8	247.7	33.3	36.70	30.67
8 - 9	248.6	34.8	28.80	23.70
9 - 10	155.3	-1.6	13.00	12.89
10 - 11	112.4	-25.6	21.00	18.84
11 - 12	178.8	-3.4	16.70	16.67
12 - 13	158.3	-1.4	14.80	14.80
13 - 14	122.5	-13.5	19.10	18.51
14 - 15	128.1	3.2	19.80	19.77
15 - 16	54.0	-23.8	47.80	43.55
16 - 17	52.8	-18.2	22.80	21.47
17 - 18	35.2	-26.3	33.80	30.12
18 - 19	33.8	-15.3	16.10	15.53
19 - 20	353.8	-32.2	26.40	22.34
20 - 21	336.4	-35.2	11.10	9.07
21 - 22	30.6	-26.1	20.30	18.23
22 - 23	59.4	-13.2	33.80	32.13
23 - 24	88.5	-8.1	10.70	10.58
24 - 25	85.5	-12.0	24.30	23.77
25 - 37	80.3	-27.8	13.80	12.21
37 - E.P	338.2	-25.8	22.80	20.51
合 計			683.70	605.41

番 号	面積(ha)	誤 差
①	5.24	1/ 402
①除地	-1.11	1/ 141
	4.13	

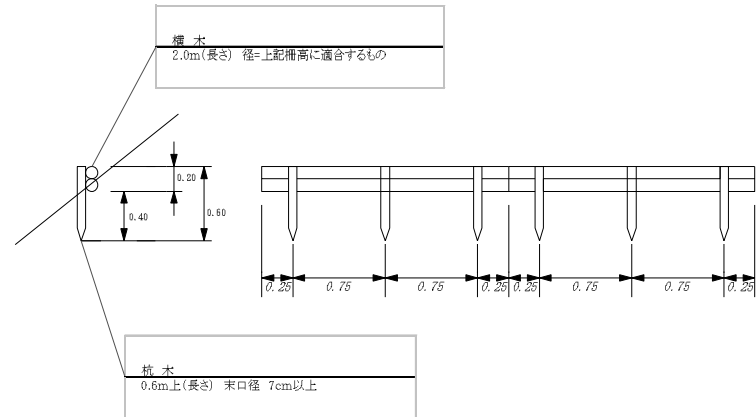
年度	令和元年度	工事番号	第2号-2
名称	筋工標準図		
施工地	日高川町大字高津尾川字ガイノ木 地内		
事業名	保安林改良事業		
事業所名	日高振興局農林水産振興部		
図面番号	4/4	縮尺	1:25

## 森林整備（本数調整伐）

施工後の概略図



筋工(丸太)標準図	縮尺1:25			
(現場養生材使用)				
構造:1股若しくは2股種 棒高(地上高)15~35cm程度 種用:表土が壊れて露出している等の箇所を設置する。				





# 森林整備事業特記仕様書

本業務の履行に関しては、下記の規定に基づき施工するものとし、これら以外のものによる場合は、事前に監督員の承諾を受けるものとする。

1. 土木工事共通仕様書
2. 森林整備施工管理基準
3. 写真管理基準
4. 工事関係提出書類一覧
5. チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育
6. その他

## 1. 土木工事共通仕様書抜粋

第10編 森林土木編  
第6章 森林整備  
第1節 適用

- 1 森林整備の材料及び施工については、第1編共通編及び第10編第3章山腹工によるもののほか、本章によらなければならない。なお、記載がないものについては農林水産省林野庁制定の「治山工事標準仕様書」を準用するものとする。
- 2 本章は、治山事業で行う森林整備に適用するものとする。

第3節 保育

第3 本数調整伐、除伐

- 1 本数調整伐の対象木が表示してない場合は、標準地又は、類似林分の選木状況に準じ対象木を選木しなければならない。
- 2 伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意しなければならない。
- 3 伐倒木の伐採高は、おおむね地上30cm以内としなければならない。
- 4 伐倒木は、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行わなければならない。
- 5 伐倒木は、後続作業の支障とならない箇所に集積するか、集積困難なものは等高線に平行に存置しなければならない。

## 2. 森林整備施工管理基準

この森林整備施工管理基準は、森林整備の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

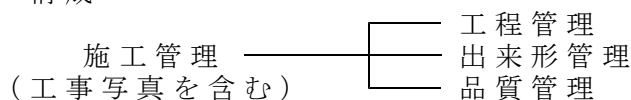
### 1 目的

この基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた森林整備の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2 適用

この基準は和歌山県が発注する森林整備について適用する。ただし、建設工事と一体として発注した（山腹工事等をいう。）ものにあつては、建設工事施工管理基準と併用し、互いに補完しながら品質、規格の確保を図るものとする。

### 3 構成



- 4 管理の基準
  - (1) 請負者は、森林整備施行前に施工管理計画及び施工管理担当者を選定しなければならない。
  - (2) 施工管理担当者は、当該森林整備の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
  - (3) 請負者は測定等を森林整備の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
  - (4) 請負者は、測定等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- 5 管理項目及び方法
  - (1) 工程管理  
請負者は、工程管理を森林整備の内容に応じた方式（バーチャート等）により作成した、実施工程表により行うものとする。
  - (2) 出来形管理  
請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形表又は
  - (3) 品質管理  
請負者は、苗木の植栽にあたり、土木工事共通仕様書第10編森林土木編第6章森林整備第2節により管理するものとする。
- 6 規格値  
出来形管理基準により測定した各実測値は、全て規格値を満足しなければならない。
- 7 その他
  - (1) 工事写真  
請負者は、森林整備の状況写真を施工管理の手段として、各施工段階及び完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を写真管理基準（別表）に基づき撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

### 3. 写真管理基準

(適用範囲)

- 1 この写真管理基準は、森林整備施工管理基準7の1に定める森林整備の撮影に適用する。

(写真の分類)

- 2 森林整備写真は次のように分類する。
 

工事写真	┌	着手前及び完成写真
	├	施工状況写真
	├	安全管理写真
	├	仕様材料写真
	├	品質管理写真
	├	出来形管理写真
	└	その他

(写真撮影基準)

- 3 森林整備の写真撮影は、別紙撮影箇所一覧に示すものを標準とする
  - (1) 写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。
    - ① 工事年度

- ② 工事名
- ③ 工種等
- ④ 測点又は位置
- ⑤ 設計寸法
- ⑥ 実測寸法
- ⑦ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。

- (2) 特殊な場合で、監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の色彩)

- 4 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

- 5 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。但し着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマとすることができる。

(写真帳の大きさ)

- 6 写真帳はA4版アルバムとする。

(写真の提出部数)

- 7 森林整備写真帳は、完了時に1部提出する。

(写真の整理)

- 8 写真の整理方法は次によるものとする。
  - (1) 撮影基準等で撮影した全ての写真を整理して提出する。
  - (2) アルバムの整理については、全体の流れが解るものを作成し、工種毎にその過程(着手前、施工状況、出来形管理、完成等)が容易に把握出来るようにする。
  - (3) 施工状況、安全管理、仕様材料、品質管理、出来形管理写真等はそれぞれ分類して整理する。

#### 4. 工事関係提出書類一覧表

別添一覧表により、必要に応じ期限までに提出すること。

#### 5. チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育

本業務に従事する者は、労働安全衛生規則第36条の規定に基づく特別教育を終了した者であること。

#### 6. 留意事項

本業務地は保安林内であるため、立木竹の伐採、損傷、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更等、保安林機能を損なう行為は禁止する。

これに違反した場合は、原状回復を指示するので、請負者は速やかにその指示に従わなければならない。

なお、これに要する経費は、請負者が負担しなければならない。

詳細内容については、「和歌山県情報館 土木請負工事必携 ([www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/k-hikkei/index.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/k-hikkei/index.html))」よりダウンロードすること。

出来形管理基準

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
森林整備	治山	保安林整備等			苗木	樹高 根本径 本数	-50 - 2 設計値以上	樹高、根本径の検査は、 植栽木1,000本に1本とする。		
					植付け	活着率 枯死本数÷植栽本数	-10%	植付けに際して締固めが不十分なものについては全て植え替える。	植付け本数の測定は、5 ha までは3箇所、以下5 ha を越える毎に1箇所とする。(標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準値の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。)	
						本数	設計値以上			
					枝落とし	打上げ高さ 枝落とし本数	-100 設計値以上	打上げ高さの測定は、 1,000本当たり2本とする。	植付け本数の測定は、5 ha までは3箇所、以下5 ha を越える毎に1箇所とする。(標準地は10m×10mとする。但し急峻地等で標準値の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。)	
本数調整伐	本数	標準地毎に+15%まで 全体で設計値以上	治山事業にかかる森林整備事業を実施する際の標準地の取扱についてによる。	標準地の設定は、10m×10m或いは、20m×20mとする。(但し急峻地等で標準値の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。)						

## 治山事業にかかる森林整備事業を実施する際の 標準地の取扱について

治山事業にかかる森林整備事業で、概ね単一な林相について本数調整伐、除伐を設計及び施工管理を行う場合の標準地個数の目安は下表のとおりとする。

事業対象面積 (1施行地あたり)	標準地面積	標準地の個数(N)
1ha未満	100㎡ 400㎡	2箇所以上
1ha以上	100㎡	$N = 2 + (A - 1) \times 80 \div 100$ (端数切上)
4ha未満	400㎡	上記計算結果の1/4 (端数切上)
4ha以上	100㎡	$N = 5 + (A - 4) \times 40 \div 100$ (端数切上)
10ha未満	400㎡	上記計算結果の1/4 (端数切上)
10ha以上	100㎡	$N = 8 + (A - 10) \times 20 \div 100$ (端数切上)
20ha未満	400㎡	上記計算結果の1/4 (端数切上)
20ha以上	100㎡	$N = 10 + (A - 20) \times 10 \div 100$ (端数切上)
	400㎡	上記計算結果の1/4 (端数切上)

1. 本表は概ね単一な林相を1施行地として設計する場合に用いる。
2. 施行地において当基準によりがたい場合は標準地を適宜増減する。
3. Aは事業対象面積1施行地あたりの面積でha単位。
4. 標準地の大きさは現地の状況に応じて使い分ける。
5. Nの値が2未満になる場合の個数は2個とする。

### 撮影箇所一覧表

区分	工 種	撮 影 時 期	撮影時期	撮 影 頻 度	摘 要
品 質 管 理	苗 木	樹 高	現地到着時	現地到着毎かつ、 苗木1,000本に1回	
		根 本 径			
		本 数			
		成育状況	施行後	適 宜	庇護担保の留保期間中
出 来 形 管 理	施工面積	測点間延長	測量中	1 施行地それぞれ 3 回	施工面積が10haを越える場合は 撮影頻度を2倍とすること
		方 位 角			
		仰 角			
	地 拵 え	雑草木の刈高	施工中	1 施行地それぞれ 3 回	
		巻 落 し			
	植 え 付 け	植付け状況	施工中	1 施行地それぞれ 3 回	施工面積が10haを越える場合は 撮影頻度を2倍とすること
		活着状況	施行後		
	下 刈 り	雑草木の刈高	施工中	1 施行地 3 回	
	枝 落 し	打上げ高	施工中	1 施行地それぞれ 3 回	施工面積が10haを越える場合は 撮影頻度を2倍とすること
		打 幅			
		枝落し本数			
	本数調整伐	本数調整伐	施行後	標 準 地 毎	
	林内歩道	延 長	施行後	200mに1回	測点間距離
幅 員		施行後	200mに1回	最低2回とすること	
施 工 状 況	着 手 前	全景又は代表部分	着手前	標 準 地 毎	
	完 成	全部又は代表部分	完成時	標 準 地 毎	着手前と対比
	施工状況	施工状況を適宜	施工中	適 宜	

工事関係提出書類一覧表

様式名	作成者	宛先	提出期限	備考	大きさ	頁	
1 工程表	請負者	契約書の甲	契約後5日以内	S49.3.30和歌山県訓令第16号 別記第5号様式	A4	4-2	
2 下請負(委任)通知書	請負者	契約書の甲	下請負の通知を求められた時 施工体制台帳を提出する場合は省略	別記第7号様式	A4	4-3	
3 現場代理人等通知書	請負者	契約書の甲	契約締結後速やかに	別記第8号様式	A4	4-4	
経歴書	請負者	契約書の甲	契約締結後速やかに 現場代理人のみ省略	(第8号様式)別紙	A4	4-5	
4 現場代理人等変更通知書	請負者	契約書の甲	変更の時	別記第9号様式	A4	4-6	
5 工期延長請求書	請負者	契約書の甲	工期延長を必要とする時	別記第10号様式	A4	4-7	
6 損害発生通知書	請負者	契約書の甲	損害発生後速やかに	別記第11号様式	A4	4-8	
7 完成通知書	請負者	契約書の甲	工事完成の日	別記第12号様式	A4	4-9	
8 引渡書	請負者	契約書の甲	引渡の時	別記第13号様式	A4	4-10	
9 請負代金請求書	請負者	契約書の甲	請求しようとする時	別記第14号様式	A4	4-11	
10 前払金請求書	請負者	契約書の甲	請求しようとする時	別記第15号様式	A4	4-12	
11 既済部分検査請求書	請負者	契約書の甲	希望月日の15日前	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応し、別記第16号様式を省略	A4		
12 指定部分完成通知書	請負者	契約書の甲	部分完成の日	別記第17号様式	A4	4-14	
13 指定部分引渡書	請負者	契約書の甲	引渡の時	別記第18号様式	A4	4-15	
14 事故発生報告書	請負業者用	現場代理人	建設部長等	事故発生後速やかに	別紙 様式第1号	A3	4-16
						A3	4-17
						A3	4-25
						A3	4-33
						A3	4-41
	発注者用	-	-		A3	4-57	
	同上コード表	-	-		-	4-61	
15 工事打合簿	現場代理人・監督員		打合の都度	別紙 様式第2号	A4	4-74	
16 材料確認願	現場代理人	監督員	確認を受けようとする時	工事打合簿(別紙様式第2号)にて対応し、別紙様式第3号を省略	A4		
17 段階確認書	現場代理人	監督員	事前に	工事打合簿(別紙様式第3号)にて対応し、別紙様式第4号を省略	A4		
18 立会願	現場代理人	監督員	事前に	工事打合簿(別紙様式第3号)にて対応し、別紙様式第5号を省略	A4		
19 現場発生品調書	現場代理人	監督員	発生品引渡の時	工事打合簿(別紙様式第3号)にて対応し、別紙様式第6号を省略	A4		
20 工事材料承諾願	現場代理人	監督員	使用前に	別紙様式第7号にて一覧表のみを提出 関係書類は請負者保管	A4		
- 施工計画書	現場代理人	監督員	契約後15日以内 工期及び数量のみ変更の場合は省略				
21 再生資源利用計画書	現場代理人	監督員	契約後15日以内		A3	4-80	
	現場代理人	監督員	契約後15日以内		A3	4-81	
	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時				
- 工事カルテ受領書写	現場代理人	監督員	契約後・変更後・完成後の10日以内				
- 変更工程表	現場代理人	監督員	工期変更協議開始日				
22 材料品質証明資料	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時	別紙様式第8号にて一覧表のみを提出			
- 工事記録写真	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時	3000万円以上の全ての工事、1000万円以上の重要構造物工事は電子納品			
- 出来型管理関係図書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時				
- 品質管理関係図書	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時				
23 工事日誌	現場代理人	監督員	必要の都度及び工事完成時		A3・ A4	4-82	
- 建退共掛金収納書	請負者	契約書の甲	契約締結後1カ月以内及び完成時				
24 施工体制台帳	請負者	監督員	工事着手まで		A4	4-83	
- その他必要書類							

注) 1. 施工計画書等を提出する際には、「工事打合簿」を表紙とする。  
 2. 1～13は昭和49年3月30日和歌山県訓令第16号「和歌山県建設工事事務規程」の別記様式とする。  
 3. 14～15は別紙 様式第1号～第2号、No.20は別紙 様式第7号、No.22は別紙 様式第8号とする。